

令和5年6月26日
競技力強化委員会

関係各位

【ジュニア・ユースにおけるA指定基準について】(通知)

表記の件について、多くの保護者・指導者の方々を混乱させてしまった事に対しお詫び申し上げます。A指定基準策定の経緯と今年度における選考方法、今後の運用について下記の通り記しましたのでご理解の程よろしくお願い申し上げます。

記

1 A指定基準策定の経緯

- (1) 理由：ジュニア・ユースにおける国内試合の数が少なかったことから策定
- (2) 目的：突破した選手を優先的に国際大会・国内合宿に派遣するため
- (3) 期限：突破した日から有効期限を1年としその都度更新

上記の通り策定されたA指定基準ですが、本年度からはその運用について下記のとおり各合宿・国際大会に設定された定員に満たなかった場合や諸事情で急遽開催された各事業における選手選出の判断材料としたことはございますが、

基本的には各記録会・選考会における試合結果を基に選考

とさせて頂いており、選考材料における優先順位は

- ① 選考対象とされた記録会・選考会での結果
- ② 選考対象以外の記録会・選考会での結果
- ③ A指定基準突破者

としております。

上記に関する説明が不十分であったことを深くお詫び申し上げます。

2 展望

将来的に継続的な記録会・選考会が実施することが可能との見通しが出来た際はこれまでのA指定制度を廃止致します。

また、その際に生じる突発的な事象には、その都度状況に応じた最善の対応策を講じてまいります。

3 その他

現在、新競技(オブスタクル)移行に伴い多くの課題が浮き彫りになってきておりますが、今後も競技力強化委員会は近代三種との連携を強化・円滑化し、全選手にとって公平かつ公正な選考基準、若手選手の育成に努めて参りますので何卒ご理解の程宜しくお願い致します。

以上